

(基本目標2) 気候変動影響への適応

本市では、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第7条第2項に基づく「越谷市気候変動適応計画」を越谷市環境管理計画に内包する形で策定し、位置づけています。

気候変動対策には、その原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和策」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する（または温暖化の好影響を増長させる）「適応策」とに大別できます。

これまでは、主に温室効果ガスの発生を抑制することで気候変動自体を抑制する「緩和策」を実施してきましたが、これからは劇的に変化する気候に合わせて私たちの生活や行動、社会を自ら変化させ、安定的に暮らしを持続させる活動を実施する「適応策」を実施する必要があります。

有効な適応策を打ち出すためには、現在どのような影響が起こっていて、将来はどのような影響を受ける可能性があるか、科学的知見を用いて影響を評価していくことが必要となります。しかし気候変動の影響は、地域の自然環境や社会状況などにより、その影響範囲や程度が地域によってさまざまです。本市では国及び埼玉県の影響評価に加え、社会状況や既存及び将来の影響の有無から、分野ごとの温暖化の影響を評価し、気候変動の影響が大きいと想定され、優先的に取り組む必要のある5つの分野を特定しました。

【優先的取組事項】

- ・健康及び国民生活・都市生活分野  
(暑熱、暑熱による生活への影響)
- ・自然災害分野(水害)
- ・水資源分野(渇水)
- ・自然生態系分野
- ・農業分野

表 本市における気候変動による影響評価結果

分野	大項目	中項目	小項目	国					埼玉県					越谷市						
				現状	将来	評価	影響	対策	現状	将来	評価	影響	対策	現状	将来	評価	影響	対策		
農業・林業・水産業	農業	水産	水産	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
			水産	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水産	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水産	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水産	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水産	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水産	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水産	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水産	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水産	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水資源	水資源	水資源	水資源	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水資源	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水資源	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水資源	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水資源	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水資源	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水資源	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水資源	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水資源	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			水資源	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
環境・都市生活	環境・都市生活	環境・都市生活	環境・都市生活	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			環境・都市生活	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			環境・都市生活	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			環境・都市生活	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			環境・都市生活	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			環境・都市生活	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			環境・都市生活	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			環境・都市生活	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			環境・都市生活	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			環境・都市生活	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

【凡例】  
 一：現状では評価できない ×：影響がない(対象活動がない)  
 国 ●：特に大きい(若しくは高い) ▲：中程度 ◇：「特に大きい」とは言えない  
 埼玉県 ○：「短期的な影響・被害の発生程度」が「発生の可能性あり」に該当し、かつ「長期的な影響の総合評価」が「大きい」  
 ●：「短期的な影響・被害の発生程度」が「発生の可能性あり」に該当し、かつ「長期的な影響の総合評価」が「中程度」  
 越谷市 【対象活動の有無】 ○：対象活動が有る △：対象活動がほとんどない  
 【現在・将来の影響】 ○：影響あり △：影響ややあり

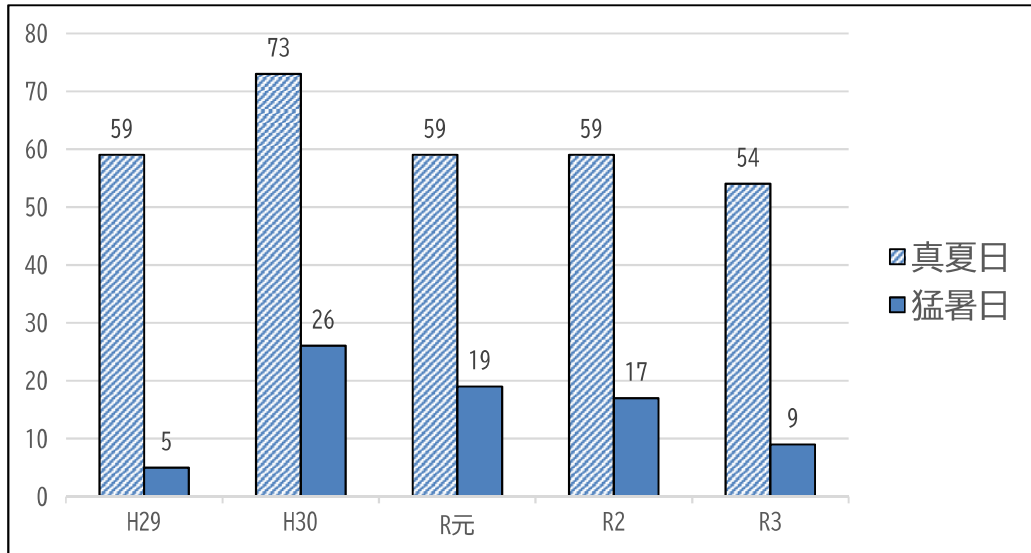
出典)「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について(意見具申)」(平成27年(2015年)3月、中央環境審議会)、「地球温暖化対策(適応策)の方向性」(令和2年(2020年)3月、埼玉県)、本市における影響評価は、市域に関する文献と担当課への聞き取りを基に環境政策課が作成し、越谷市環境審議会特別部会にて協議しました。

## 1. 気候変動適応

### 1-1 真夏日・猛暑日の推移

最高気温が35度以上の日を猛暑日、30度以上の日を真夏日とします。

越谷市の真夏日・猛暑日の推移

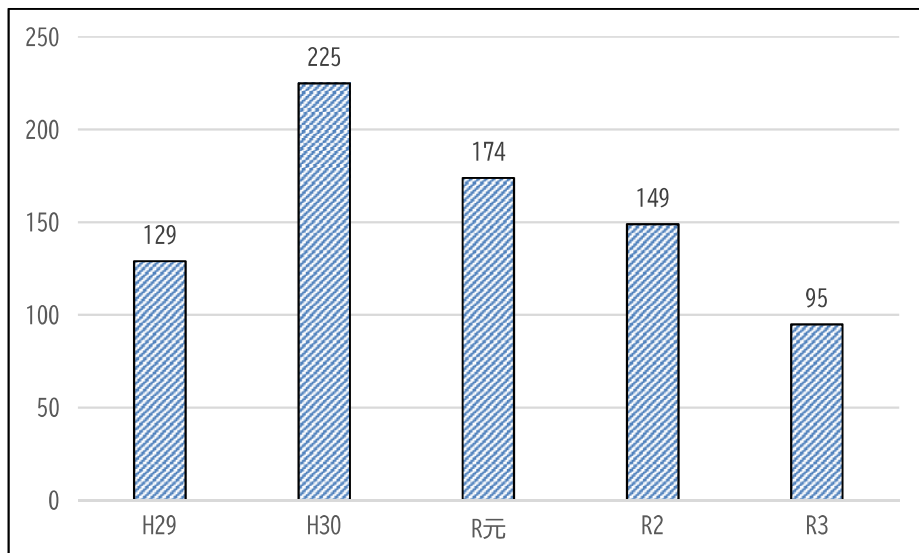


### 1-2 熱中症の救急搬送数

熱中症による救急搬送は、真夏日になると発生し始め、猛暑日になると急激に増加すると言われています。

越谷市における熱中症による救急搬送数

単位：人



### 1-3 公共施設の雨水貯留システム

市内の公共施設では、雨水貯留システムを設置し、トイレ洗浄水等に使用することによって、気候変動に伴う渇水対策や水道水の節約など、環境負荷の低減を行っております。

公共施設における雨水貯留システム設置状況

設置年度	施設名	集雨場所	集水面積 (㎡)	容量(m <sup>3</sup> )	用途
S62	総合体育館	建物屋根	-	260	トイレ洗浄水
H7	荻島小学校体育館	建物屋根	570	106	トイレ洗浄水
H10	蒲生地区センター	建物屋根	414	32	トイレ洗浄水
H10	農業技術センター	建物屋根	468	96	防火水槽
H10	出羽小学校	建物屋根 中庭コート	1,950	365	トイレ洗浄水、校庭散水
H11	新方地区センター	建物屋根	468	25	トイレ洗浄水
H11	市役所第2庁舎	建物屋根	675	122	トイレ洗浄水
H12	科学技術センター	建物屋根	690	118	トイレ洗浄水
H12	桜井地区センター	建物屋根	780	145	トイレ洗浄水
H13・H14	南越谷地区センター	建物屋根	153	110	ビオトープの散水
H13・H14	中央中学校	建物屋根	240	42	トイレの洗浄水
H13・H14	消防本庁舎	建物屋根	137	50	トイレの洗浄水
H13・H14	ゆりのき荘	建物屋根	604	150	トイレ洗浄水、植栽散水
H15	間久里分署	建物屋根	310	7	植栽散水
H17	リサイクルプラザ工場棟	建物屋根	680	16	トイレ洗浄水
H17	荻島地区センター	建物屋根	984	22	トイレ洗浄水
H17	大袋分署	建物屋根	552	57	トイレ洗浄水
H17	大袋東小学校(2基)	建物屋根	-	4	植栽散水
H17	斎場	建物屋根	10,900	1,540	トイレ洗浄水、植栽散水
H18	城ノ上小学校	建物屋根	3,900	340	トイレ洗浄水、校庭散水
H18	増林地区センター・ 教育センター	建物屋根	543	51	トイレ洗浄水
H19	リサイクルプラザ啓発棟	建物屋根	887	44	トイレ洗浄水
H20	大相模地区センター	建物屋根	383	30	トイレ洗浄水
H21	蒲生分署	建物屋根	241	15	トイレ洗浄水
H22	障害者就労訓練施設 しらこぼと	建物屋根	790	13	トイレ洗浄水
H25	出羽地区センター・公民館	建物屋根	636	35	トイレ洗浄水
H25	越谷いちごタウン	建物屋根	10,272	320	植栽散水、防火水槽
H26	保健所	建物屋上	204	22.8	トイレ洗浄水、植栽散水
H26	市役所第三庁舎	建物屋上	960	130	トイレ洗浄水
H27	ひのき荘	建物屋上	1,287	57.7	トイレ洗浄水
H29	谷中分署	建物屋上	1,393	30	トイレ洗浄水、植栽散水
R元	保健センター	建物屋上	506	57	トイレ洗浄水、植栽散水
合 計			42,577	4,412.5	